

事件名：雑誌記事 LAN システム掲載事件	法分野：著作権法
東京地方裁判所平成 20 年 2 月 26 日判決（平成 19 年（ワ）第 15231 号）	
<p>【事案の概要】</p> <p>本件は社会保険庁（被告）の職員が、原告の著作物である雑誌記事を、社会保険庁の LAN システム中の掲示板にそのまま掲載したことにより、原告の複製権又は公衆送信権を侵害したとして、原告が被告に対して、原告の著作物についての予防的差止め及び損害賠償を請求した事件。</p>	
<p>【争点】</p> <p>被告は原告の複製権を侵害したか。 本判決においては、 については判断されていない。</p> <p>被告は原告の公衆送信権を侵害したか。</p> <p>損害の額</p>	
<p>【争点に対する判断】（結論：認容）</p> <p>争点 【公衆送信権の侵害の有無】について</p> <p>：本件 LAN システムは、複数機関をネットワークで接続するネットワークシステムであり、その一つの部分の設置の場所が、他の部分のセットの場所と同一の構内に限定されていない電気通信設備に該当するから、本件 LAN システムに記事を掲載する行為は、原告の公衆送信権を侵害する。</p> <p>：著作権法（以下「法」）42 条 1 項は特定の場合に、著作物の複製行為が複製権侵害とならないことを認めたにすぎず、公衆送信権の侵害行為について適用されないことは明らかである。</p> <p>争点 【損害の額】について</p> <p>：法 114 条 1 項及び 2 項による損害額の推定は権利者自らその著作物を販売することができたであろうことが前提となっている。原告は、週刊誌を自ら販売しているわけではない。同法の適用はない。</p> <p>：法 114 条 3 項の使用料相当額の損害について、原告の書籍がタイムブックタウンによってレンタル配信された場合の著作権使用料相当額をベースとして算出（その他に考慮している要素、 本件著作が合計 16 頁であること 本件掲載の方法は印刷及び印刷のコピー回付を可能にするもの）、1 回のレンタル料が 420 円であるとして、これを 3500 人がレンタルした場合と同等の著作権使用料相当額を認めた。その他、本件判決は本件著作物の予防的差止請求も認めている。</p>	
<p>【コメント】</p> <p>LAN システムへの雑誌の掲載につき、著作権使用料相当額の損害の発生を認めた事件である。</p>	
<p>【参考文献】作花文男「詳解 著作権法 第 3 版」ぎょうせい、加戸守行「著作権法逐条講義 五訂新版」著作権情報センター</p>	